

独立行政法人大学入試センター研究開発部長の選考等に関する規則

〔平成26年2月28日〕
規則第3号

独立行政法人大学入試センター研究開発部長の選考等に関する規則

(趣旨)

第1条 理事長が、研究開発部長の選考等を行うに当たっては、この規則の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 研究開発部長となることができる者は、人格、学識ともに優れ、かつ、教育行政に関し、識見を有するものでなければならない。

(選考方法等)

第3条 理事長は、専任教授のうちから研究開発部長を選考するものとする。

2 研究開発部長の選考方法については、独立行政法人大学入試センター教員の選考に関する規則(平成13年規則第68号)第3条の規定を準用する。

3 前項の規定による選考を行うに当たり、研究開発部長は、教員人事委員会の委員とはならないものとする。

(任期)

第4条 研究開発部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期を定めることができる。

附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。